

2025年版

東京都小・中学校
東京都障害児学校

教職員のくらしの安心

団体総合生活保険

ベスト BEST

団体割引
30%

日常生活のあらゆる場面で
役に立つ保険です!

CONTENTS

P.2 ベストってどんな保険?

P.4 携行品・家財の補償

P.5 ケガ(傷害)の補償

P.6 賠償責任に関する補償

P.7 救済者費用等の補償
オプション 弁護士費用等補償/借家人賠償責任補償
オプション ホールインワン/アルパロス費用補償

P.8 基本補償の月額保険料

P.9 所得の補償

P.10 がん補償

P.11 オプション がん先進医療特約
オプション 抗がん剤治療補償特約

P.12 介護の補償

P.13

P.14 重要事項説明書

P.32 サービスのご案内

P.34 記入例

さくるん

特別募集期間 2024年11月1日~12月25日(更新は11月25日まで)

保険期間 2025年1月1日16時~2026年1月1日16時



[引受保険会社]

東京海上日動



東京都教職員組合
東京都障害児学校教職員組合



[取扱代理店]

桜保険事務所

ベスト BEST ってどんな保険？

東京都の教職員の方のためにつくった、
生活の色々なリスクを補償する「お役立ち保険」です。

- 30%の団体割引でとってもお得です。
- 充実補償の「基本コース」と、多彩な「単独加入コース」は自由に組み合わせできて便利です。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

たとえば…

ケース1 趣味が多くて行動派のあなたは…

休みの日は、写真をとったり釣りをしたりしているよ。

カメラや釣り竿をこわしてしまったときに役立つね。

キャンプでケガをしたときも助かるね。



基本補償(個人型Eコース)でアクティブ・ライフをサポート!

補償内容 (Eコース)	
基本補償	携行品・家財の補償 P.4
	ケガ(傷害)の補償 P.5
	賠償責任に関する補償 P.6
	救援者費用等の補償 P.7

個人型・Eコース保険料:
月々 1,830円

基本補償の保険料はP.8▶

ケース2 将来の不安に備えておきたいしっかり者のあなたは…

業務に追われる多忙な日々。

休職は他人事ではない。

同世代ががんにかかる話もふえてきたし。

がん補償 + 所得の補償(月額20万円)で安心

がん補償(+がん先進医療特約) P.10・11

診断一時金額	100万円
がん先進医療保険金額	1,000万円
月額保険料(掛金)	270円

+

所得の補償 P.9

支払基礎所得額(月額)	4□20万円限度
月額保険料(掛金)	1,280円(4□) (1□当り320円)

(33歳女性の場合の保険料です)

保険料月々1,550円



家族の補償 も自由に選べて安心

ケース3

家族の健康、遠方の親御さんのことがとにかく心配な、やさしいあなたは…

基本補償

(夫婦型Cコース)

+ 介護の補償

ペットが他の人をかんだときにも備えられるんだね。



遠方に暮らすお母さんの介護にも備えておこう。

補償内容 (Cコース)	
基本補償	携行品・家財の補償 P.4
	ケガ(傷害)の補償 P.5
	賠償責任に関する補償 P.6
	救援者費用等の補償 P.7

+

介護の補償 (母親69歳) P.12	
一時金額	100万円
月額保険料(掛金)	360円



あわせて、保険料
月々 **2,830円**

夫婦型・Cコース月額保険料：月々2,470円

ケース4

家族のくらしをまるごと守りたいあなたは…

事故や嫌がらせの被害にあつて困ったときには、弁護士に相談できるようにしておきたいな。

基本補償 + 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

(家族型Aコース)

子どもたちのケガとか他の人に迷惑かけたりとかも心配ね。



補償内容 (Aコース)	
基本補償	携行品・家財の補償 P.4
	ケガ(傷害)の補償 P.5
	賠償責任に関する補償 P.6
	救援者費用等の補償 P.7

家族型・Aコース月額保険料：月々3,650円

+

弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等) P.7	
月額保険料(掛金)	160円



あわせて、保険料月々 **3,810円**

基本補償の保険料表はP.8▶

タブレットやスマホの破損も対象になるのはホントに助かる!



加入例

携行品家財

ケガ

賠償責任

救援者費用

月額保険料

所得

がん

がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例

1



携行品・家財の補償

「うっかりこわした」「盗まれた」も、これで安心!

補償内容
の
主な特長

- ① 住宅内の家財や携行品に生じたさまざまな偶然な事故を補償。
- ② 修理不能の場合、新規購入費用で補償します。
- ③ メガネ・携帯電話・ノートパソコンも補償の対象です。

主な事故例

住宅内生活用動産



自宅でノートパソコンを落としてこわした

携行品



転んだときにメガネがこわれた



ひったくりの被害にあった
(注)置忘れや紛失に起因する場合は補償対象外です。

	住宅内生活用動産	携行品
補償内容	国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。	国内外を問わず、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
補償の対象と ならないもの	自転車、サーフボード、ラジコン模型、ペット、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品(販売目的のもの) など	
免責金額 (自己負担額)	3,000円(1事故につき)	

基本補償コース*		A・C・E	B・D・F
携行品・家財の補償内容 (保険金額)	携行品損害	30万円	50万円
	住宅内生活用動産	100万円	300万円

※基本補償コースのA～Fについては、P.8をご参照ください。

※家族型の場合、住宅内生活用動産ではお子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。



ケガ(傷害)の補償

ケガは仕事中でも日常生活でも。特定感染症も補償!

補償内容
の
主な特長

- ① 日常生活の偶然なケガを補償。
- ② 特定感染症や天災(地震、噴火またはこれらによる津波)によるケガも補償します。(ただし、天災による特定感染症は補償対象外です。)

主な事故例



階段から転げ落ちて、通院した



ひき逃げにあい入院した



クラブ活動指導中にケガを負って通院した

補償内容

国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害	ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガで通院*3したときに保険金をお支払いします。 *3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
特定感染症*4	国内外を問わず、特定感染症を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。 *4 特定感染症の定義についてはP.15をご確認ください。

型		家族型		夫婦型		個人型		
基本補償コース		A	B	C	D	E	F	
ケガ(傷害)の補償内容(保険金額)	ご本人	死亡・後遺障害	250万円	300万円	250万円	300万円	250万円	300万円
		入院保険金日額	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
	配偶者	死亡・後遺障害	250万円	300万円	250万円	300万円		
		入院保険金日額	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円		
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円		
	その他の家族	死亡・後遺障害	220万円	240万円				
		入院保険金日額	2,000円	2,000円				
		通院保険金日額	1,000円	1,000円				

※手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

加入例

携行品・家財

ケガ

賠償責任

救急費用他

月額保険料

所得

がん

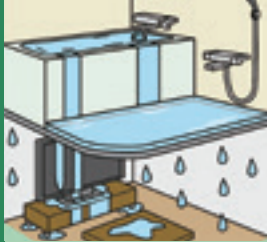
がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例



賠償責任に関する補償

「ケガをさせた」 「他人の物をこわした」も、これで安心!

補償内容
の
主な特長

① 日常生活*のさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。

② これで安心。相手の方との示談交渉をお引き受けします。

(国内での事故に限ります。)

※業務中は含みません。

主な事故例



自転車で歩行人にぶつかり、ケガをさせた



愛犬が他人にかみついた



※示談代行サービスのご利用にあたっては、被保険者および相手の方の同意が必要となります。



線路内に立ち入り、電車を運行不能にしまった



借りたカバンを盗まれた



自宅マンションの浴室より水漏れし、階下に被害を与えた

個人賠償責任補償内容

以下のような事由により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
 ①日本国内外で、日常生活上の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊した場合。
 ②電車など*1を運行不能にさせた場合
 ③国内で他人から預かった物・レンタル品等の受託品*2を壊したり盗まれたため法律上の損害賠償責任を負った場合 等

*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
 *2 日本国内で受託した財物に限ります。携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超えるもの等は受託品に含みません。
 ご加入者のご家族が学校等から貸与されている児童、生徒用のノートパソコン、タブレット端末は受託品賠償の補償対象となります。

示談交渉サービス

国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

保険金額

1事故について、国内での事故は無制限、国外での事故は1億円です。
 ※免責金額(自己負担額)はありません。



救援者費用等の補償

万一の遭難にも役立ちます

補償内容の
主な特長

- ① 国内外の遭難・救援のとき、お金を心配せず捜索できます。
- ② 旅先でのおケガによる長期入院で家族がかけつける費用も補償します。

主な事故例

ヘリコプター1機が**50万円!**?

救援者費用等の補償(保険金額)

500万円

※ピッケル・アイゼン等専門用品を使用する登山等は除きます。

国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の**捜索・救助活動を要する状態**となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた**捜索、救助費用**や、**現地に赴くための交通費・宿泊料、移送費用、諸雑費等**に対して、保険金をお支払いします。



オプションも好評です

オプション

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

※自動車や原付に起因する事故は対象外です。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…○自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。○電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。○子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

- *1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りま。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

いじめや嫌がらせ、痴漢にあわれた時や、痴漢と間違われたとき等に、弁護士にお電話にてご相談いただけます。詳しくは「サービスのご案内」をご参照ください。

保険金額 300万円

月額追加保険料(掛金) 160円

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。保険期間中に弁護士費用等(人格権侵害等)の補償をご希望の場合、ご加入中の契約を中途解約し、新たに加入しなおしていただく必要がありますので、ご了承ください。

オプション

借家人賠償責任

国内で、**借戸室**での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の**損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします**。また、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、貸主との契約に基づいて**借戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします**。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

借家人賠償責任
(被保険者本人のみ補償)

保険金額 1,000万円

月額追加保険料(掛金) 200円



オプション

ホールインワン・アルバトロス費用



国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、所定のホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合の**記念品の購入費用などを50万円まで補償します**。

【ご注意】○公式競技以外でキャディを帯同していない場合の保険金のお支払いは、同伴競技者の目撃証明に加え、同伴競技者以外の第三者の目撃証明があるときまたはビデオ映像等により客観的に達成を確認できる場合に限られます。ホールインワンまたはアルバトロスの証明として、東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

ホールインワン・アルバトロス費用
(被保険者本人のみ補償)

保険金額 50万円

月額追加保険料(掛金) 440円

加入例

携行品・家財

ケガ

賠償責任

救援者費用他

月額保険料

所得

がん

がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例

基本補償のコースと 保険金額・月額保険料(掛金)

団体割引
30%

型		家族型		夫婦型		個人型			
基本補償コース		A	B	C	D	E	F		
月額保険料(掛金)*1		3,650円	4,910円	2,470円	3,650円	1,830円	2,560円		
保険金額	携行品・家財の補償	携行品損害(免責金額3千円)	30万円	50万円	30万円	50万円	30万円	50万円	
		住宅内生活用動産(免責金額3千円)	100万円	300万円	100万円	300万円	100万円	300万円	
	賠償責任	個人賠償責任(受託品賠償を含む)	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	
	ケガ(傷害)の補償	ご本人	死亡・後遺障害	250万円	300万円	250万円	300万円	250万円	300万円
			入院保険金日額*2	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円
			通院保険金日額	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
	配偶者	死亡・後遺障害	250万円	300万円	250万円	300万円	—		
		入院保険金日額*2	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	—		
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	—		
	その他の家族	死亡・後遺障害	220万円	240万円	—		—		
入院保険金日額*2		2,000円	2,000円	—		—			
通院保険金日額		1,000円	1,000円	—		—			
救援者費用等		500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円		

【ご参考】保険料を試算する際に、ご利用ください。

月額保険料算出式	基本補償	オプションの保険料			単独加入もできる補償の保険料			合計月額保険料
		弁護士費用等補償	借家人賠償責任	ホールインワン・アルバイトロス	所得補償	介護補償	がん補償	
	円+	円+	円+	円+	円+	円+	円=	円

*1 傷害補償の保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は教職員など職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、夫婦型、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※他の保険と「個人賠償責任保険」が重複している方は、補償コースよりはらずすることができます。



単独加入もOK メンタルも対象

長期休職時などの所得の補償

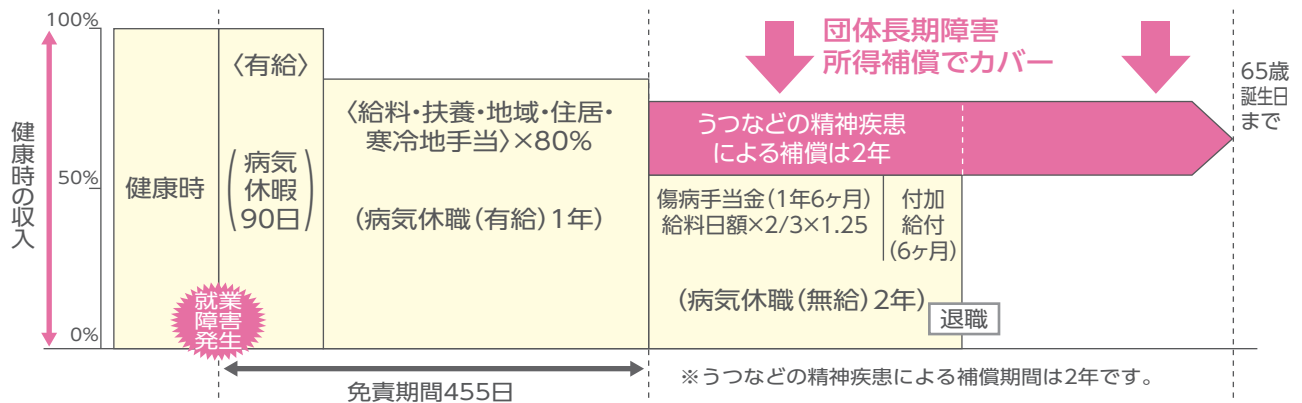
(団体長期障害所得補償)

病気やケガで働けなくなったときの収入減少に備える。

補償内容等の
主な特長

- 1 病気やケガ*1で働けなくなり、その期間が免責期間*2(455日)を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
※保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間が3年に満たない場合は最長3年になります。
*1 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガも対象です。
*2 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- 2 うつなどの所定の精神疾患による休職も補償の対象となります。
(ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。)
- 3 妊娠・出産・早産または流産によって生じた病気やケガにより働けなくなったときも補償の対象となります。
- 4 働けない状態であれば、入院に限らず通院・自宅療養中でも補償の対象となります。
- 5 1口あたり月額5万円最大4口まで加入できます。

〈お支払イメージ〉



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

加入しやすく
なっています。

医師の診査は不要です。加入依頼書の質問事項にお答えいただくことで加入できます。

※告知いただく内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

メンタルヘルスサポート

メンタルヘルスなどに関するさまざまなご相談に電話でお応えします。詳しくは「サービスのご案内」をご参照ください。

団体長期障害所得補償

支払基礎所得月額	1口あたり5万円(最大4口まで)	
年齢*1	月額保険料	
	男性	女性
15~24歳	250円	180円
25~29歳	270円	240円
30~34歳	290円	320円
35~39歳	370円	480円
40~44歳	560円	760円
45~49歳	830円	1,110円
50~54歳	1,200円	1,480円
55~59歳	1,360円	1,470円
60~64歳	1,400円	1,310円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
※保険料は保険の対象となる方の年齢*1や性別によって異なります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*3の平均月額をいいます。

*3 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

加入例
携行品
ケガ
賠償責任
救済費用
月額保険料
所得
がん
がん特約
介護
重要事項
サービス
記入例



単独加入もOK・手頃な保険料(掛金)で気軽にチョイス

大好評 がん補償

がんの治療に備えた充実補償。

補償内容
の
主な特長

被保険者本人ががんと診断確定*1されたときに、保険金(一時金100万円・200万円の2つのタイプ)をお支払いします。

- ① まとまった資金の準備ができます。
- ② 「白血病」「上皮内新生物」も補償対象になります。
- ③ 医師の診査は不要*2です。

診断一時金 100万円・200万円の2つのタイプ ●再発・転移しても補償対象になります。

初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約ですでに診断確定されたがんがいったん治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払い回数にかかわらずお支払いします。*

- *1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
 - *2 加入依頼書等に健康状態を正しく告知いただく必要があります。内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
- ※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて一年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

メディカルアシスト

ベスト加入者へのサービス

がん専用
相談窓口



がんに関するさまざまなお悩みに経験豊富な医師などがお応えします。詳しくは「サービスのご案内」をご参照ください。



※保険の対象となる方は、満5歳以上満89歳以下の方に限られます。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体特約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

がん補償保険金額・保険料 診断一時金100万円	
被保険者本人年齢	月額保険料(例)
25~29歳	130円
30~34歳	220円
35~39歳	310円
40~44歳	450円
45~49歳	630円
50~54歳	1,030円
55~59歳	1,610円
60~64歳	2,340円
65~69歳	3,120円
70~74歳	3,880円
75~79歳	4,680円
80~84歳	5,490円
85~89歳	6,280円

がん補償保険金額・保険料 診断一時金200万円	
被保険者本人年齢	月額保険料(例)
25~29歳	260円
30~34歳	430円
35~39歳	620円
40~44歳	900円
45~49歳	1,270円
50~54歳	2,050円
55~59歳	3,220円
60~64歳	4,680円
65~69歳	6,240円
70~74歳	7,750円
75~79歳	9,350円
80~84歳	10,990円
85~89歳	12,550円

「がん補償」の詳しい保険料は、P.20をご参照ください。

頼れる2つのオプションもセットでおすすめ

オプション

がん先進医療特約

がん補償診断一時金とセットでご加入いただく必要があります。単独では加入できません。

がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*を受けられた場合に、先進医療にかかわる技術料について1000万円まで保険金をお支払いします。



がん先進医療保険金額	1000万円
月額保険料	50円

*「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。

オプション

抗がん剤治療補償特約

がん補償診断一時金とセットでご加入いただく必要があります。単独では加入できません。

がんの治療のため、入院または通院により保険期間中に抗がん剤*治療を開始した場合に、保険金（月額5万円・10万円の2つのタイプ）をお支払いします。抗がん剤の治療期間が支払い期間となり、60ヶ月を上限とします。



抗がん剤治療補償特約保険金額・保険料		抗がん剤治療補償特約保険金額・保険料	
抗がん剤治療保険金 5万円		抗がん剤治療保険金 10万円	
被保険者本人年齢	月額保険料(例)	被保険者本人年齢	月額保険料(例)
25～29歳	80円	25～29歳	170円
30～34歳	130円	30～34歳	260円
35～39歳	250円	35～39歳	500円
40～44歳	410円	40～44歳	830円
45～49歳	590円	45～49歳	1,180円
50～54歳	830円	50～54歳	1,660円
55～59歳	1,150円	55～59歳	2,300円
60～64歳	1,620円	60～64歳	3,240円
65～69歳	2,100円	65～69歳	4,210円
70～74歳	2,700円	70～74歳	5,400円
75～79歳	3,050円	75～79歳	6,110円
80～84歳	3,030円	80～84歳	6,070円
85～89歳	2,570円	85～89歳	5,140円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

*診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。

加入例

携行品・家財

ケガ

賠償責任

救済費用他

月額保険料

所得

がん

がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例



単独加入もOK

介護の補償

(公的介護保険連動型(要介護3))

まとまったお金で介護の初期費用に備える。

補償内容等の
主な特長

- ① 要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護3以上)になった場合に一時金(100万円・300万円・500万円の3タイプ)をお支払いします。
- ② 加入者の両親はもちろん、本人・ご家族が加入できます。
- ③ 介護の補償のみ、単独で加入することができます。
- ④ 84歳まで加入できます。

一時金は

保険金額

100万円

・

300万円

・

500万円

※既に200万円コースでご加入の方はそのままお続けになれます。

の3タイプ

介護アシスト

電話介護相談

インターネット介護情報サービス

各種サービス優待紹介

認知症アシスト

脳機能向上トレーニング

脳の健康度チェック

認知症介護電話相談

検索支援サービス

「認知症の人と家族の会」の紹介

一時金100万円タイプ

年齢	保険料月額
40～44歳	20円
45～49歳	30円
50～54歳	40円
55～59歳	60円
60～64歳	130円
65～69歳	360円
70～74歳	790円
75～79歳	1,840円
80～84歳	3,500円

一時金300万円タイプ

年齢	保険料月額
40～44歳	70円
45～49歳	90円
50～54歳	120円
55～59歳	170円
60～64歳	380円
65～69歳	1,080円
70～74歳	2,380円
75～79歳	5,510円
80～84歳	10,500円

一時金500万円タイプ

年齢	保険料月額
40～44歳	120円
45～49歳	150円
50～54歳	200円
55～59歳	290円
60～64歳	630円
65～69歳	1,790円
70～74歳	3,960円
75～79歳	9,190円
80～84歳	17,500円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。



[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

加入例

携出品・財産

ケガ

賠償責任

救済費用他

月額保険料

所得

がん

がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

傷害補償

■「**急激かつ偶然な外来の事故**」により、**保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。**

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p style="text-align: right;">等</p>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術¹または先進医療²に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。³</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みません)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 <p>▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)</p> <p>※特定感染症とは…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) <p>等</p>

賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等¹を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)²を壊したり盗まれた場合 <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任¹)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物²の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両³または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失⁴ ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導⁵中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

- 加入例
- 携行品盗財
- ケガ
- 賠償責任
- 救済費用
- 月額保険料
- 所得
- がん
- がん特約
- 介護
- 重要事項
- サービス
- 記入例

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約	<p>国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害^{*1} ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害^{*1} ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害^{*1} ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害^{*1}等 <p>*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、補償の対象となります。</p>

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人^{*1}が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害^{*2}または財物の損壊等^{*3}について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</p> <p>■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた^{*4}ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた^{*4}ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>▶1つの原因事故^{*5}について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします^{*6}。</p> <p>※弁護士等^{*7}への委任や弁護士等^{*8}への法律相談および弁護士等^{*8}への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者^{*9}、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りします。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等^{*7}への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚約とは異なります。) ①婚姻意思^{*10}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為^{*1}、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくははいっ出により生じた身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等^{*3} ・労働災害により生じた身体の障害^{*2}または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害^{*2} ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害^{*2}または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者^{*4}の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害^{*2}または財物の損壊等^{*3} ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者^{*5}、父母もしくはお子様が賠償義務者^{*4}である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故^{*6}等 <p>*1 保険金のお支払対象となる原因事故^{*6}による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚約とは異なります。) ①婚姻意思^{*7}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について3,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は再取得価額¹⁾を限度とします。(貴金属、宝石、美術品等については時価額²⁾によって定めます。)</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。 *2 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、コンタクトレンズ、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 電氣的または機械的の事故に起因する損害 保険の対象の置き忘れまたは紛失^{*1}に起因する損害 詐欺または横領に起因する損害 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財¹⁾に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について3,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は再取得額²⁾を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は時価額³⁾によって定め、1個または1組あたり30万円を限度)とします。また、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 *2 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。 *3 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、コンタクトレンズ、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 電氣的または機械的の事故に起因する損害 保険の対象の置き忘れまたは紛失^{*1}に起因する損害 詐欺または横領に起因する損害 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害 <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

医療補償

病気により、**保険の対象となる方が入院をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院等を除きます。)**に**保険金をお支払いします。**

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

加入例

携行品特約

ケガ

賠償責任

救済費用他

月額保険料

所得

がん

がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数¹⁾を超えた場合</p> <p>▶ 疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数¹⁾)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数²⁾を限度(疾病入院免責日数¹⁾は含みません。)とします。</p> <p>※ 疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ¹⁾ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ 精神障害を原因とする事故によって被ったケガ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ アルコール依存および薬物依存 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ²⁾³⁾ <p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【ご注意】

2018年1月始期契約より医療補償の新規募集は中止しております。ただし、既にご加入されている方におかれましては加入依頼書に印字されているタイプに引き続きご加入いただけますので、印字されているタイプにて更新される場合には、加入依頼書のご提出は不要です。詳しい補償内容については上記の補償の概要等をご確認ください。

【保険金額】

・疾病入院保険金日額(1日当たり) 1,000円

【保険料】免責日数:0日 支払限度日数:60日

被保険者本人年齢(歳)	月払保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	月払保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	月払保険料(円)
5～9	40	35～39	40	65～69	300
10～14	40	40～44	60	70～74	410
15～19	40	45～49	80	75～79	560
20～24	40	50～54	110	80～84	780
25～29	40	55～59	150	85～89	860
30～34	40	60～64	220		

保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【公的介護保険連動型(要介護3)】

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態¹⁾ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 先天性疾患によって生じた要介護状態 医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態²⁾³⁾ <p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■ 下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</p> <p>①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者^{*1}</p> <p>■ 記録媒体に記録された映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等^{*2}を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者^{*1}およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものをご提出が必要となります。</p> <p>^{*1} 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>^{*2} 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>・ 保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ 保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p>
救済者費用等補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■ 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■ 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■ 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</p> <p>▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・ ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</p> <p>・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害</p> <p>・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害</p> <p>・ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害</p> <p>・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害</p> <p>等</p>

がん補償

保険の対象となる方が**がん^{*1}**と診断確定された場合や、その治療のため**先進医療・抗がん剤治療**をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における**先進医療・抗がん剤治療**を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん^{*1}と診断確定されたときに、がん^{*1}以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん^{*1}の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

^{*1} 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】 初年度契約の保険始期前にかん^{*1}と診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

加入例

携行品・金財

ケガ

賠償責任

救済者費用他

月額保険料

所得

がん

がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例

がん補償基本特約		がん診断保険金
<p align="center">保険金をお支払いする主な場合</p> <p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 <p>▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p>		
<p>がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療¹を受けられた場合</p> <p>▶先進医療¹にかかわる技術料²について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養³を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養³は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <p>i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療</p>		
<p>がん先進医療特約</p> <p>保険期間中に抗がん剤治療¹を開始した場合</p> <p>▶抗がん剤治療¹をした日の属する各月²について抗がん剤治療¹を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。</p> <p>※抗がん剤治療¹をされた月の翌1日から、抗がん剤治療¹をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療¹をされた場合は、新たに抗がん剤治療¹を開始したものと取り扱います。</p> <p>*1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤³にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること <p>*2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療¹をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品⁴で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。</p> <p>*4 医薬品の種類によっては、お支払の対象とならない場合があります。</p>		
<p>抗がん剤治療補償特約</p> <p>【がん先進医療特約】における粒子線治療¹費用のお支払いについて</p> <p>「がん先進医療特約」のお支払の対象となる粒子線治療¹について、一定の条件²を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療¹にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに「お問い合わせ先」までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)</p> <p>*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。</p> <p>*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は「お問い合わせ先」までご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療¹開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。 <p>※変更・中止となる場合があります。</p>		

【保険期間:1年間、団体割引30%】

【がん補償】がん診断保険金額 100万円 月額保険料

被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)
5~9	110	35~39	310	65~69	3,120
10~14	160	40~44	450	70~74	3,880
15~19	120	45~49	630	75~79	4,680
20~24	60	50~54	1,030	80~84	5,490
25~29	130	55~59	1,610	85~89	6,280
30~34	220	60~64	2,340		

【がん補償】がん診断保険金額 200万円 月額保険料

被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)
5~9	220	35~39	620	65~69	6,240
10~14	330	40~44	900	70~74	7,750
15~19	240	45~49	1,270	75~79	9,350
20~24	120	50~54	2,050	80~84	10,990
25~29	260	55~59	3,220	85~89	12,550
30~34	430	60~64	4,680		

【がん補償】抗がん剤治療保険金額 5万円 月額保険料

被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)
5~9	30	35~39	250	65~69	2,100
10~14	30	40~44	410	70~74	2,700
15~19	40	45~49	590	75~79	3,050
20~24	60	50~54	830	80~84	3,030
25~29	80	55~59	1,150	85~89	2,570
30~34	130	60~64	1,620		

【がん補償】抗がん剤治療保険金額 10万円 月額保険料

被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)
5~9	60	35~39	500	65~69	4,210
10~14	60	40~44	830	70~74	5,400
15~19	70	45~49	1,180	75~79	6,110
20~24	120	50~54	1,660	80~84	6,070
25~29	170	55~59	2,300	85~89	5,140
30~34	260	60~64	3,240		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点年齢をいいます。)によって異なります。
 ※被保険者は満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

団体長期障害所得補償 (GLTD^{*1}) 定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間¹を超えた場合 ▶ 就業障害期間² 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">支払保険金=支払基礎所得額³×所得喪失率⁴×約定給付率(100%)</p> <p>ただし、支払基礎所得額³が保険の対象となる方の平均月間所得額⁵を超える場合には、平均月間所得額⁵を支払基礎所得額³としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 「てん補期間⁶内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。) *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="text-align: center;">所得喪失率 = 1 - $\frac{\text{免責期間}^1 \text{が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額}^7}{\text{免責期間}^1 \text{が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得}^8 \text{の額}}$</p> <p>ただし、所得⁸の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得⁸の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害⁹に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間¹終了日の翌日からの期間)のことをいいます。 *7 免責期間¹開始以降に業務に復帰して得た所得⁸の額をいい、免責期間¹の終了した月から1か月単位で計算します。 *8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分) • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 • 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 • 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害(「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払対象となります。) • 妊娠または出産による就業障害 • 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 • 保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」がセットされておりますので、所定の精神障害については精神障害てん補期間¹を限度にお支払対象となります。) • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 • 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 • この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害^{*2*}等 <p>*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(就業障害の定義:定義E)。

免責期間 ¹ 中	てん補期間 ² 開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態³。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の[*1]をご確認ください。 *2 てん補期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の[*6]をご確認ください。 *3 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。</p>	

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

加入例
携行品
ケガ
賠償責任
救済費用
月額保険料
所得
がん
がん特約
介護
重要事項
サービス
記入例

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容をご理解
いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約
- ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
- トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約
- 学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。) ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合があります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	★*3	—
職業・職務*4	☆*5	☆	—	—	—	—
健康状態告知*6	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(ごども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

加入例
携行品盗財
ケガ
賠償責任
救急費用他
月額保険料
所得
がん
がん特約
介護
重要事項
サービス
記入例

- *1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

- a. 婚姻意思*9を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*11。

- 責任開始日*10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)
- *2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

加入例

携行品盗財

ケガ

賠償責任

救済費用

月額保険料

所得

がん

がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

加入例
携行品盗難
ケガ
賠償責任
救済費用
月額保険料
所得
がん
がん特約
介護
重要事項
サービス
記入例

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・ 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・ 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・ 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・ 附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・ 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1 または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・ 保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・ 保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
<p>東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。</p>	<p>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター</p> <p>東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）</p> <p>0570-022808 <small>通話料 有料</small></p> <p>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）</p>

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

<p>東京海上日動の ホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp</p>	<p>事故受付センター （東京海上日動安心110番）</p>	<p>0120-720-110 受付時間：24時間365日</p>
---	------------------------------------	--

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額¹、免責金額(自己負担額)
 保険期間 保険料・保険料払込方法
 保険の対象となる方

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	団体 長期障害 所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外 の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○ 職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)	○	—	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額 ² は、平均月間所得額 ³ 以下となっていますか?(平均月間所得額 ³ を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)なお、保険金額 ² の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *2 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *3 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—	—
● 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *4 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○ ^{*4}	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意¹」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合^{*1}には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入**ください。^{*1}

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません。^{*2}

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

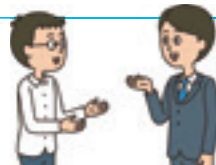
介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけません。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。

1
年
前
に
…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、<<お問い合わせ先>>までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象となることがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、<<お問い合わせ先>>までご連絡ください。

よろしくお願
いいたします。



必ずお読みください

団体総合生活保険の
2024年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2024年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください。ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償		
①傷害補償		②賠償・財産・費用に関する補償
変更する補償	改定項目	概要
①	②	
	○	「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大 昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。
	○	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定 直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。また、保険金額を100万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止します。
○		「特定感染症危険補償特約」の補償対象となる感染症の変更 現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」に変更します。 なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は、これまでも補償対象外です)。 (*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。 (*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。
	○	「ドローン」の取扱いの明確化 「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。 <対象特約> 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約
	○	道路交通法改正に伴う改定 新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。 <対象特約> 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救援者費用等補償特約、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

加入例

携行品特約

ケガ

賠償責任

救援者費用

月額保険料

所得

がん

がん特約

介護

重要事項

サービス

記入例

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト **自動セット**

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*: 24時間365日 ☎ **0120-708-110**

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

介護アシスト **自動セット**

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:
いずれも
土日祝日、
年末年始を
除く

・電話介護相談: 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介: 午前9時～午後5時

☎ **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス]
www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(ご注意ください)をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。 **自動セット**



受付時間:
いずれも
土日祝日、
年末年始を
除く

・法律相談: 午前10時～午後6時
・税務相談: 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談: 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供: 午前10時～午後4時

☎ **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

メンタルヘルスサポート

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

**【対象となる補償】
団体長期障害所得補償に
ご加入いただいた場合**

自動セット



受付時間:
(日祝日を除く)

午前9時～午後9時
☎ **0120-783-503**

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

認知症アシスト 自動セット



【対象となる補償】介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします¹。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報をご家族等と通話することができます。

- *1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
- ※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】

「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト²」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

- *2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

受付時間:
 [いずれも土日祝・年末・年始を除く]
 ・緊急連絡ステッカー : 午前9時～午後5時
 ・「認知症の人と家族の会」紹介 : 午前9時～午後5時
 ☎ **0120-775-677**
 ・脳の健康度チェック : 午前9時～午後5時
 ☎ **0120-002-531**
 ・認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時
 ☎ **0120-801-276**

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」
 [ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修:川島隆太氏

- ※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
 ※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
 ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム³」をご利用いただくことも可能です。

- *3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会⁴」をご紹介します。⁵

- *4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
 *5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

自動セット

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
 ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
 ※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

受付時間:
 [いずれも土日祝日、年末年始を除く]
 ・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス:
 午前10時～午後6時
 ☎ **0120-300-575**
 ・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:
 午前7時30分～午前9時30分/
 午後5時～午後10時
 ☎ **0120-106-670**

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者¹・ご親族²の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

加入例
 携行品盗財
 ケガ
 賠償責任
 救済費用
 月保険料
 所得
 がん
 がん特約
 介護
 重要事項
 サービス
 記入例



これから新規に「ベスト」にご加入いただく方

新規加入のお手続き

- 1 本パンフレットの「補償内容」「補償の概要等」「重要事項説明書」等をご確認いただき、補償内容や保険の対象となる方をご検討ください。
- 2 加入依頼書に必要事項を、右記「記入例」を参考にご記入ください。
- 3 「がん補償」「介護補償」「団体長期障害所得補償」に加入される場合は、加入依頼書に加えて「健康状態告知書」が必要です。別途、「健康状態告知書」をお送りしますので、ご記入・ご署名の上ご返送ください。
- 4 書類が当社に届きましたら、内容を確認の上、当社の所定用紙にて手続きをさせていただきます。手続きが終わりましたら、控えをご返送しますので、内容をご確認の上お手元に保管してください。
- 5 お手続きが完了しましたら、「加入者票」をお送りします。内容をご確認の上お手元に保管してください。

すでに「ベスト」にご加入いただいている方

更新加入のお手続き

- 1 加入依頼書のA「補償内容のご確認」の頁にご案内の「前年同等プラン」欄に、現在ご加入の補償内容と同等のプランをご案内しています。
- 2 加入依頼書の記載内容をご確認ください。加入依頼書の記載事項等に記載漏れ・記載誤りや、補償の追加変更がある場合は、右記記入例を参考に、追記・訂正のうえ、3～5枚目をご返送ください。
内容にご変更なく引き続きご加入の場合は、自動更新となりますので、加入依頼書のご返送は不要です。
- 3 「がん補償」「介護補償」「団体長期障害所得補償」に追加加入される方、更新前契約において「がん補償」、「介護補償」、「団体長期障害所得補償」にご加入の方が更新時に補償の保険金額を増額される方は、加入依頼書のご返送時に健康状態の告知が必要です。「健康状態告知欄」にご記入・ご署名の上、ご返送ください。
- 4 お手続きが完了しましたら、「加入者票」をお送りします。内容をご確認の上お手元に保管してください。

A 1. 加入申込人となる方の氏名などをご記入ください。

姓 名 サクラ ハナコ
 氏名 桜 花子
 生年月日 S50 1 1 性別 女
 〒 111-0000 西東京市東京町1-1-1 TEL番号 042 444 3333
 000 5555 6666
 学校名 西東京市 桜 学校 08887777

B 2. ご希望の補償コースをお選びください。

【基本コース】 A~Fまでいずれかに○印をつけてください。

【単独コース】 基本コースに加入しなくても、単独で加入できます。基本コースに付帯することもできます。

【オプション】 ご希望の補償があれば○印をつけてください。基本コースのご加入が必要です。

C 3. 補償開始希望日をご記入ください。

補償開始希望日 2025年 月 日 2025年 1月 1日

D 4. 正式な加入依頼書の様をお送りします。内容をご確認の上、保管してください。

A 加入申込人となる方の氏名など、必要事項をご記入ください。
 補償対象としたいご家族に○印をつけてください。

B 被保険者本人を別に指定する場合のみご記入ください。
 加入者本人が被保険者本人になる場合は記入不要です。

C ご希望の補償コースをお選びください。
 【基本コースをご希望の方】 A~Fの中から選んでください。他の保険と「個人賠償責任補償」が重複している方は、補償コースよりはずすことができます。はずす場合は「個賠はずす」に○印をつけてください。
 【単独コースをご希望の方】 ご希望の補償に○印をつけ、補償対象としたい方の氏名をご記入ください。いずれも「健康状態告知書」が必要となります。
 【オプション】 ご希望の補償があれば○印をつけてください。基本コースのご加入が必要です。

D 補償開始希望日をご記入ください。

A 111-0000 042-444-3333

B ニシトウキョウシウトウキョウチョウ2-2-2 S50 6 30
 西東京市東京町2-2-2 サクラチュウガッコウ 桜中学校

C サクラ イチロウ 32222
 桜 一郎 0878777

D 1. 補償コースの選択

E 2. 補償開始希望日

F 3. 特約の追加

G 4. 「がん補償」・「介護補償」・「団体長期障害所得補償」の追加

A ご記入日を記入してください。

B 住所等、記載内容をご確認ください。

C ご署名ください。(捺印は不要です)

D ご希望の取り扱いに○印をおつけください。内容に変更がない場合は、返送不要です。

E 基本コースの変更を行う場合には、希望のコース(A~F)に訂正してください。
 ※他の保険と「個人賠償責任」が重複している方は、補償コースよりはずすことができます。はずす場合は、基本コースのタイプ欄を書き換えてください。
 例) A→AA、B→BB

F 特約の追加はタイプ欄に○印をおつけください。特約を削除される場合は、二重線を引いて訂正印をご捺印のうえ、ご訂正ください。

G 「がん補償」・「介護補償」・「団体長期障害所得補償」の追加をご希望の方は、2枚目の「C健康状態告知書」回答記入欄・署名欄にご記入・ご署名をお願いします。(前ページに戻ってご記入下さい。)
 ◎医師の診査は不要です。

加入例
 携行品家財
 ケガ
 賠償責任
 救済費用他
 月額保険料

所得
 がん
 がん特約
 介護
 重要事項
 サービス

記入例

被保険者(保険の対象となる方)の範囲

	基本補償			オプション			単独加入コース					
	携行品・家財	ケガ(傷害)	救援者費用等	個人賠償責任	個人賠償責任・弁護士費用	借家人賠償責任	ホールインワン・アルバトロス費用	がん補償	がん先進医療	抗がん剤治療	所得補償	介護
家族型	ご家族											
夫婦型	被保険者ご本人*1+配偶者*4			ご家族	ご家族			被保険者ご本人*1				
個人型	被保険者ご本人*1											

「ご家族」とは、①被保険者ご本人*1、②配偶者、③①または②の同居のご親族*2、④①または②の別居の未婚*3のお子様をいいます。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*4 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り(婚約とは異なります)。

①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます)を有すること。

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任(除く弁護士費用)、借家人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に關する事故に限り)。

※弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)の被保険者は以下に該当する者をいいます。

①ご本人*1②ご本人の配偶者*4③ご本人*1またはその配偶者*4の同居のご親族*2④ご本人*1またはその配偶者*4の別居の未婚*3の子

※2018年1月始期契約より医療補償の新規募集は中止しております。なお既加入者の方の被保険者(保険の対象となる方)の範囲は被保険者ご本人*1となります。

注意事項

■保険期間

2025年1月1日16時より、2026年1月1日16時まで。

■申込方法

●加入依頼書に必要な事項をご記入いただき、ご返送ください。(ご更新の方で変更がない場合は自動更新となりますので返送不要です)

■募集締切日

●新規加入の方……2024年12月25日
●更新の方………2024年11月25日

・現在ご加入の方につきましては、募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
・今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP.31のとおりとなりますのでご確認ください。

■保険料(掛金)のお払込方法

○現職の教職員:給与から引去りです。
○ご退職後:預金口座からの引落しです。毎月27日です(27日が金融機関の休業の場合、翌営業日となります)。加入月の翌々月より引落しを開始します。

■加入資格

●東京都採用の小・中学校の教職員とその退職者。
●東京都立の障害児学校の教職員とその退職者。
●被保険者ご本人は上記教職員、退職者とその配偶者*4、お子様、ご両親および兄弟に限り(上記*4参照)
●医療補償・がん補償には以下の条件があります。
○被保険者の年齢*が満5歳以上満89歳以下であること。
●介護補償には以下の条件があります。
○被保険者の年齢*が満40歳以上満84歳以下であること。
●団体長期障害所得補償は、加入資格のある教職員本人(65歳以上の退職者を除く)が加入できます。被保険者の年齢*が満15歳以上満64歳以下の方に限り。

※団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 担当課:公務第二部文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL 03-3515-4133

このパンフレットは団体総合生活保険(ベスト)の概要を記したものです。詳しい内容につきましては「補償の概要等」をご覧ください。ご加入に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

●保険料は都教組自転車保険および都障教組自転車保険との合計ご加入数が10,000名以上の場合の団体割引30%を適用しています。また、傷害補償の部分には大口団体契約割引10%が適用されています(天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約保険料には適用されません)。

●この保険は、都教組・都障教組を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として都教組・都障教組が有します。

東京都教職員組合・都教組共済

TEL03-3234-8132 受付時間 平日11:00~17:00

東京都障害児学校教職員組合・都障教組共済

TEL03-3230-1565

〒102-0084 千代田区二番町12-1エデュカス東京4F(全国教育文化会館)

取扱代理店:桜保険事務所

〒188-0011 西東京市田無町3-2-17

☎042-467-4152

FAX042-461-0366

E-mail dengon@sakura-hoken.co.jp

受付時間

月~金 9:30~17:30

土曜日 9:00~16:00

(休業日:日・祝日、12/31~1/3)

【ご加入内容をご確認ください】ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。